

事業評価書（事前）

事務事業名		看護基礎教育における安全教育推進のための看護教員研修事業
事務事業の概要	(1)目的	看護基礎教育の段階から、医療事故防止等に関する最新の知識・技術を修得することにより、看護職員の資質の向上を図り、医療事故防止対策を推進すること。
	(2)内容	養成所教官に対する医療事故防止のための看護基礎教育研修の実施により、看護基礎教育の段階から医療事故防止に係る知識・技術を修得する体制を構築する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 予算額（案） </div> 4百万円
	(3)達成目標	14年度から16年度までに看護研修研究センターで1,885校の専任教員7,179人の内300人（100人×3年）の看護教員の研修を行う。
評価	(1)必要性	〔国民や社会のニーズに照らした妥当性、公益性、緊要性の有無〕 昨今の医療事故の発生により、国民の医療に対する不安が増大しており、一刻も早く医療事故を防止し、良質な医療の提供を行うことが求められている。 看護職員に対する安全教育については、各看護婦学校養成所等で行われるべきものであるが、そのためには、医療事故防止に係る知識・技術が豊かな看護教員の養成が不可欠である。
	(2)有効性	〔効果の発現時期、今後見込まれる効果〕 研修終了後、早ければ14年度中に学校養成所の講義に反映される。 また、基礎教育段階から知識を修得させるので、目的意識を持った学習が行われ、より医療事故防止等の効果が図られる。 看護教員の研修を通じ安全教育が推進され、看護学生が医療事故防止に係る知識・技術を修得することにより、就業後の医療事故の防止がより一層図られる。
	(3)効率性	〔手段の適正性〕 看護教員が受講することにより、学校単位で安全教育が推進されるので、生徒1人1人に対して行うより効率的である。
	(4)その他 (公平性・優先性など)	近年の医療事故の多発化に伴い社会問題となっている。
関連事務事業		患者安全推進（PSA）事業
特記事項		なし
主管課及び関係課		（主管課）医政局看護課